

【低圧】蓄電池特措に関する想定Q A

【蓄電池特措の概要】

Q 1. 蓄電池特措(蓄電池特措)とは何か

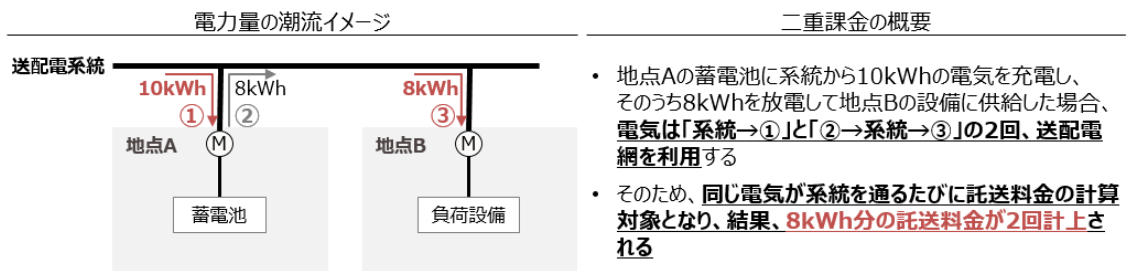
A 1.

系統からの充電および放電を行なう蓄電池や揚水発電設備を設置した場合、託送料金が二重で課されることを避ける観点から、蓄電池や揚水発電設備に供給された電気全てには託送料金が課されず、蓄電損失分または揚水損失分のみ託送料金が課される特別措置のことであります。

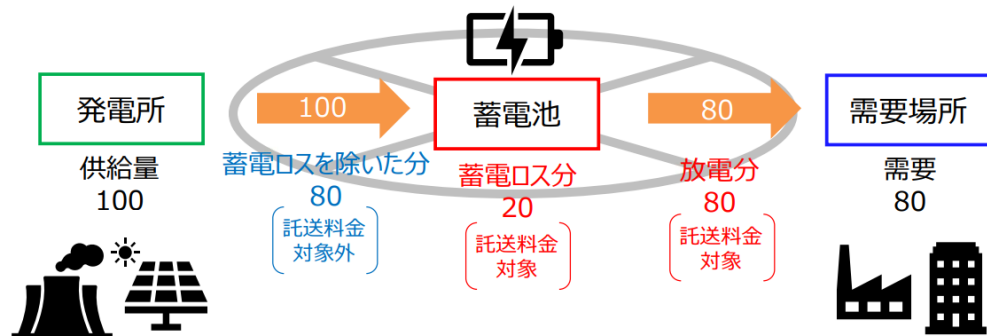
<経済産業省 資源エネルギー庁ホームページURL>

[https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/denryoku\\_gas/pdf/068\\_04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/068_04_00.pdf)

(イメージ図)



蓄電池における蓄電池特措適用時における託送料金のイメージ



Q 2. 蓄電池特措の適用条件は何か

A 2.

蓄電池が系統からの充電および放電を行うことが前提となります。そのうえで、蓄電池とそれ以外の負荷が併存している場合、蓄電池への接続供給電力量と蓄電池以外のその他負荷設備への接続供給電力量を協議等によって明確に区分できる

ことが条件となります。

Q 3. 損失率とは何か

A 3.

蓄電池の充放電に伴って発生する電力量の損失の割合を指します。蓄電池では、系統から充電した電気を放電する際に、一部の電気が熱などとして失われるため、充電した電力量と放電できる電力量に差が生じます。この差分（蓄電損失分）を制度上算定するために用いる割合が損失率です。

蓄電池特措は、系統から蓄電池に供給された電力量（蓄電池L）に損失率を乗じて蓄電損失分の電力量を算出し、その電力量を接続供給課金対象電力量の算定に適用します。

<損失率の算定式>

損失率 =  $1 - (\text{PCSの変換効率}\% \times \text{蓄電池の変換効率}\% \times \text{PCSの変換効率}\%)$

※1：PCSの変換効率は充電時と放電時の2回分を乗じる。

※2：損失率は小数点第3位までとし、端数は切り捨てとする。

例)  $1 - (\text{PCSの変換効率}98\% (\text{充電時}) \times \text{蓄電池の変換効率}95\% \times \text{PCSの変換効率}98\% (\text{放電時})) = 8.762\%$

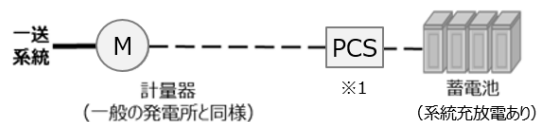
Q 4. 蓄電池の種類を知りたい

A 4.

(1) 系統用蓄電池

同一発電所内に蓄電池以外の発電設備またはその他負荷設備が設置されていない蓄電池

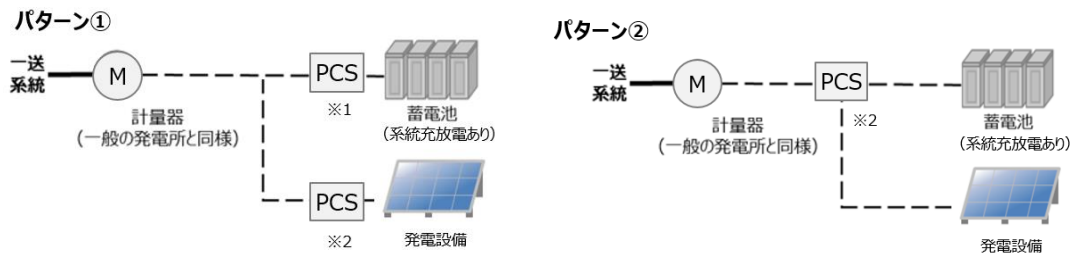
<イメージ> ※1：その他Lとして扱わない



(2) 発電設備併設蓄電池

同一発電所内に蓄電池以外の発電設備が併設されている蓄電池

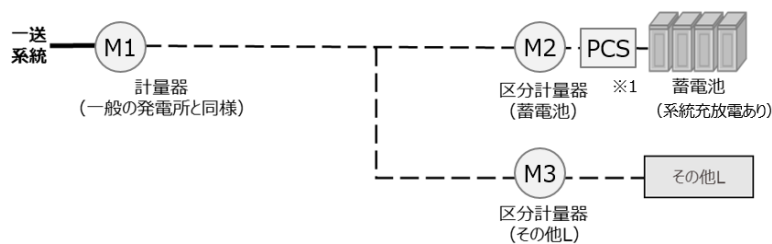
<イメージ> ※1：その他Lとして扱わない ※2：その他Lとして扱う



### (3) 需要設備併設蓄電池

同一発電所内に蓄電池以外の需要設備が併設されている蓄電池

<イメージ> ※1：その他Lとして扱わない



#### 【申込に関する内容】

Q 5. 蓄電池特措の申込方法が知りたい

A 5.

新增設申込完了後、蓄電池特措の申込を行う順番になります。そのため、需要側の小売電気事業者さまと発電側の小売電気事業者さまから WEB 申込システムで新增設申込後、当社にて仕様書を確認し、蓄電池特措の適用条件を満たしている場合、当社から特措希望有無の確認連絡を行います。

Q 6. なぜ新增設は WEB 申込を先に行う必要があるのですか

A 6.

WEB 申込時にご提示いただく仕様書等を基に、蓄電池特措の適用条件を満たしているかの確認を行い、条件を満たしている場合、当社から蓄電池特措希望を確認する「特措希望確認書」をご送付する運用となっているためです。

Q 7. 工事費負担金額を教えてください

A 7.

お申込み内容や現地状況によって異なりますので、詳しくはお申込みいただき、設計完了後にご連絡いたします。

【蓄電池特措適用中地点に対する託送異動申込に関する内容】

Q 8. 蓄電池特措適用期間中、託送異動申込（スイッチングや廃止）が発生した場合、特措の廃止申込も必要か

A 8.

託送契約におけるスイッチングや廃止の場合、蓄電池特措は自動継続されず解約となるため、蓄電池特措の解約申込等は不要です。

上記に伴い、スイッチングや再点時に特別措置適用を希望される場合は、蓄電池特措のお申し込みをいただく必要があります。

Q 9. 蓄電池特措適用中地点に対する異動申込（廃止・再点）が発生する場合、なぜ一般送配電事業者から特措申込のご案内をいただけないのか

A 9.

スイッチング申込を含めて小売電気事業者からお申し込みをいただくことを原則としておりますが、需要者の変更がないスイッチングに限り、新契約者においても同様に特措を適用するものと判断し、スイッチング申込後の次回検針日までにお申込みがない場合は、一般送配電事業者からご案内させていただいております。

Q 1 0. 託送異動申込（スイッチングや廃止・再点）に伴う蓄電池特措の申込時、特措適用日はいつになるか

A 1 0.

原則、蓄電池特措は必要な協議がすべて完了した日が属する料金算定期間における始期※より適用としております。

ただし、お申し込みのタイミングによっては、お申込み日の翌月以降の適用開始となることもございますため、早めの書類提出をお願いいたします。

※料金算定期間中にSWや再点申込をいただいた場合は、異動開始月日を蓄電池特措の適用日といたします。

Q 1 1. 託送異動申込（スイッチングや廃止・再点）に伴う蓄電池特措の申込時、託送契約の異動日と蓄電池特措適用日が異なるのはなぜか

A 1 1.

原則、蓄電池特措は必要な協議がすべて完了した当該月※より、適用としておりません。

ただし、お申し込みのタイミングによっては、お申込み日の翌月以降の適用開始となることもございますので、早めの書類提出をお願いいたします。

※当該月にSWや再点申込をいただいた場合は、異動開始月日を蓄電池特措適用日といたします。

Q 1 2. 申込から手続き完了まで、どのくらい時間がかかるか

A 1 2.

申込状況や書類授受状況によって異なりますため、一概にお手続きにかかる時間をお答えすることは出来かねますが、希望確認書を提出いただいてから、おおむね一か月程度になります。

**【覚書に関する内容】**

Q 1 3. 蓄電池特措を適用希望する場合に締結する覚書の目的は何か

A 1 3.

接続課金対象電力の算定に必要な損失率および蓄電池以外のその他負荷設備の月間電力・電力量（その他負荷設備が併設する場合）の協議値を合意いただくための覚書になります。

Q 1 4. 蓄電池特措を適用希望しない場合に締結する覚書の目的は何か

A 1 4.

蓄電池特措適用の有無により、工事費負担金が異なること、および蓄電池特措適用無とした場合は、接続供給開始後3年経過しないと、蓄電池特措適用有への変更ができないことを合意いただくための覚書になります。

以上